

京都府海面における知事許可漁業に係る制限措置について

京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第4条第1項に掲げる知事許可漁業について、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を別紙のとおり定める。

令和2年12月1日

京都府知事 西脇 隆俊

1 漁業法第57条第1項に規定する省令で定める漁業のうち小型機船底びき網漁業

漁業種類 (地方名称)	手続第1種漁業 (機船底びき網漁業)		
	府内船	【入会 (福井県船)】	
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (カッコ内はR2.12.1現在)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 6隻)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 12隻)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)
船舶の総トン数	15トン未満	10トン未満	10トン以上15トン未満
操業区域	京都府沖合海面	京都府新井崎正北の線以東の京都府沖合海面	
漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで		
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者 「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者		

漁業種類 (地方名称)	手続第2種漁業 (自家用釣餌料びき網漁業)
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (カッコ内はR2.12.1時点)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 11隻)
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者

漁業種類 (地方名称)	手続第3種漁業 (けた網漁業)	
	なまこけた網漁業	とりがいかけた網漁業
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (カッコ内はR2.12.1時点)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 222隻)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 67隻)
船舶の総トン数	5トン以下	
操業区域	許可証に記載の共同漁業権区域	
漁業時期	許可証に記載の期間	
漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	

2 京都府漁業調整規則第4条第1号に掲げる機船船びき網漁業

漁業種類	機船船びき網漁業		
	地方名称	さより二そうびき機船船びき網漁業	いそうお機船船びき網漁業
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (カッコ内はR2.12.1時点)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 12隻)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 5隻)	
船舶の総トン数	5トン以下		
操業区域	許可証に記載の共同漁業権区域	京共第12号区域	
漁業時期	許可証に記載の期間		周年
漁業を営む者の資格	操業区域の共同漁業権の関係地区に住所を有する者	京共第12号共同漁業権の関係地区に住所を有する者	

3 京都府漁業調整規則第4条第2号に掲げるかごなわ漁業

漁業種類	いそうおかごなわ漁業		ばいがいかごなわ漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (カッコ内はR2.12.1時点)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 0隻)	0 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 0隻)
船舶の総トン数	制限なし		制限なし	
操業区域	次のア、イ、ウの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 網野町万量鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 沿岸から2カイリの線 ウ 網野町浅茂川と同町磯境界 (通称一本松) から真方位0度00分の線		京都府沖合海面 (東経135度02分以東の海域)	京都府沖合海面 (東経135度12分以西の海域)
漁業時期	周年		6月1日から8月31日まで	
漁業を営む者の資格	京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者		京都府に住所を有する者	

4 京都府漁業調整規則第4条第3号に掲げる小型いかつり漁業

漁業種類	小型いかつり漁業		
	府内船	【入会（福井県船）】	【入会（兵庫県船）】
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数（カッコ内はR2.12.1時点）	0 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：2隻）	0 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：0隻）	0 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：0隻）
船舶の総トン数	5トン以上30トン未満	5トン以上15トン未満	5トン以上10トン未満
操業区域	京都府沖合海面	京都府沖合海面	
漁業時期	周年	5月10日から10月15日まで	5月10日から11月30日まで
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者	福井県小型いかつり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者	但馬海区いかつり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者

5 京都府漁業調整規則第4条第11号に掲げる固定式刺網漁業

漁業種類	はまち底刺網漁業			びらめ底刺網漁業
	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（カッコ内はR2.12.1時点）	0 （許可又は起業の認可を受けている漁業者の数：5名）	0 （許可又は起業の認可を受けている漁業者の数：5名）	0 （許可又は起業の認可を受けている漁業者の数：4名）
操業区域	京都府沖合海面 （次のア、イ、ウの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域） ア 網野町万畳鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 丹後町城ヶ鼻（通称）と同町犬崎山頂を結ぶ線の延長線 ウ 網野町浅茂川と同町磯境界（通称一本松）から真方位0度00分の線	京都府沖合海面 （次のア、イ、ウの線により囲まれた海域） ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界（通称一本松）から真方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330度45分の線	京都府沖合海面 （次のア、イ、ウの線により囲まれた海域） ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県の境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330度45分の線	次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点（北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点） イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点（北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点） ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点（北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点） エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点（北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点） 〔緯度・経度表記は世界測地系による〕
漁業時期	周年			11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者	京丹後市網野町磯、塩江、浜詰に住所を有する者	京丹後市久美浜町に住所を有する者	京都府舞鶴市宇小橋、宇三浜に住所を有する者

6 京都府漁業調整規則第4条第15号に掲げるいさざろし網漁業

漁業種類	いさざろし網漁業
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（カッコ内はR2.12.1時点）	0 （許可又は起業の認可を受けている漁業者の数：3件）
操業区域	許可証に記載の区域
漁業時期	2月10日から4月30日
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者